

# 運営委員会規程

## 第1条 目的

この規程は、都市計画4団体による「都市計画コンサルタント優良業務登録事業に関する協定書」に基づき、運営委員会の構成、業務、運営等について定めるものである。

## 第2条 運営委員会の構成

- 1) 運営委員会は、都市計画4団体から若干名ずつ選出された委員によって構成する。
- 2) 運営委員会委員長は公益社団法人日本都市計画学会選出委員をあてるものとし、運営委員会は委員長が招集する。
- 3) 運営委員会にはオブザーバーを置くことができるものとし、そのメンバーは運営委員会の承認を得て座長が定める。

## 第3条 運営委員会の業務

運営委員会は本事業に関する次の業務を行う。

- ① 自治体との連絡調整に関すること
- ② 都市計画コンサルタントに対する広報に関すること
- ③ データバンクの管理に関すること
- ④ 会計管理に関すること
- ⑤ 要項または要領の改定に関すること
- ⑥ その他本事業のために必要な一切の業務

## 第4条 会計管理

- 1) 運営委員会は、認定NPO法人日本都市計画家協会選出の運営委員会メンバーの内から本事業に関する会計を管理する者（会計管理者）を指名する。
- 2) 運営委員会は、本事業の会計を適時に監査するため、会計監査を指名する。

## 第5条 事務局

運営委員会の事務局は、公益財団法人都市計画協会に置き、事務局作業は、認定NPO法人日本都市計画家協会が作業班を組織して対応する。

## 第6条 運営委員会の運営

前条までの規定のほか、運営委員会の運営に必要な事項は運営委員会の承認を得て委員長が定める。